

02—02.1 P 特許における審決の分類表

〔平成7年7月1日以降の出願〕
（ただし、特許異議申立関係の分類は
平成27年4月1日より使用）

1. 事件の種類別（特許・審級の種類・審判などの種類）分類表 (H7.7.1～) P . — () ○

第1桁		第2桁		第3～5桁	
P	特 許	1	審 判 (特許異議の申立 て、判定を含む)	1 1 2	(無 効)
				1 1 3	全 部 無 効
				1 2 2	全部無効(平成16年からの請求)
				1 2 3	一 部 無 効
					一部無効(平成16年からの請求)
				2	
				3	
				4	(延 長 登 録 無 効)
					延長登録無効(全部)
		5	再 審	1 5	延長登録無効(一部)
				1 6	
		6		判 定	
		7			
		8	そ の 他		(訂 正)
				4 1	訂 正
				4 2	
				4 3	
				4 9	
		5 1			(除 斥・忌 避)
5 2	除 斥				
		忌 避			
6		(特許異議の申立て)			
6 5 1		全部申立て			
6 5 2		一部申立て			
7					
8		査 定 不 服			
		(中間決定)			
9 1		参加許否の決定			
9 2					
9 3		補正却下の決定			
9 4		証拠保全の決定			
9 5		受継許否の決定			
9 9		そ の 他			

- (注) a. 複数の特許異議の申立ての場合、併合された状態で、全ての請求項に対して特許異議の申立てがあるかを判断する必要がある。
- b. 複数の特許異議の申立ての審理を、それぞれ別々に行う場合、後である異議決定についての標記分類の表示は、当該決定時点で残存している請求項の全てに対する申立てとなるか、一部に対する異議の申立てとなるかを判断し、これに対応する分類を表示する。

2. 判示事項別分類表

(1) 査定不服、無効、訂正(注)、特許異議の申立てについての決定、判定
(H7.7.1～) P . — () ○

分類	判示事項	
0	審理一般(別表)	
1	特29条 (新規)	特許要件
1 1 1	1項1号	公知
1 1 2	1項2号	公然実施
1 1 3	1項3号	刊行物記載
1 2		_____
1 2 1	2項	進歩性
1 3		_____
1 4		産業上利用性
1 5		発明者・出願人
1 5 1	特38条	共同出願
1 5 2	特49条7号	非発明者・無承継の出願
		特許を受ける権利を有しない者の出願(平成24年4月1日以降出願)
	特123条1項6号	非発明者・無承継の特許
		特許を受ける権利を有しない者の特許(平成24年4月1日以降出願)
1 6	特29条の2	
1 6 1		発明同一
1 6 2		発明者同一
1 6 3		出願人同一
	(特32条特許を受けられない発明)	
2 1		_____
2 2		_____
2 3		_____
2 4	特32条	公序、良俗、衛生
2 5		_____
2 6		
3		
3 1		
3 2		
3 3		
4	特39条	先願
5		その他
5 1	特25条 特49条3号	外国人の権利の享有 条約違反の出願
	特113条3号	条約違反の特許
	特123条1項3号	条約違反の特許
	特123条1項7号	特許後の条約違反
5 2		_____
	(明細書記載不備)	
5 3 6	特36条4項	発明の詳細な説明の記載不備
5 3 7	6項1、2号及び3号	請求の範囲の記載不備
5 3 8	6項4号	請求の範囲の記載形式不備
5 4	特49条1項5号 1項6号	原文新規事項(平成14年8月31日まで) " (平成14年9月1日から)
	特113条5号	(平成8年1月1日以降)
	特123条1項5号	

分類	判示事項	
5 5	特 1 7 条の 2、3 項 特 1 7 条の 3、2 項 特 6 4 条 2 項 特 1 1 3 条 1 号 特 1 5 9 条 2 項 特 1 6 3 条 2 項 特 1 7 4 条 2 項 特 1 7 4 条 1 項	新規事項追加の補正 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで) (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで) (平成 8 年 1 月 1 日以降) (平成 1 5 年 1 2 月 3 1 日までに再審請求) (平成 1 6 年 1 月 1 日以降の再審請求)
5 6	特 5 3 条 1 項	補正の却下 公告後の補正の却下 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで) (1 5 9 条 1 項、1 6 3 条 1 項、1 7 4 条 1 項で準用)
5 6 1	特 1 7 条の 2、3 項	新規事項追加による補正却下
5 6 2	〃	翻訳文新規事項追加による補正却下
5 7	特 1 7 条の 2、4 項 (5 項)	補正目的
5 7 1	4 項 1 号 (5 項 1 号)	請求項の削除 〃 (平成 1 9 年 4 月 1 日以降出願)
5 7 2	4 項 2 号 (5 項 2 号)	請求項の限定的減縮 〃 (平成 1 9 年 4 月 1 日以降出願)
5 7 3	4 項 3 号 (5 項 3 号)	特許請求の範囲における誤記の訂正 〃 (平成 1 9 年 4 月 1 日以降出願)
5 7 4	4 項 4 号 (5 項 4 号)	特許請求の範囲における明りょうでない記載の釈明 〃 (平成 1 9 年 4 月 1 日以降出願)
5 7 5	5 項 (6 項)	独立特許要件 〃 (平成 1 9 年 4 月 1 日以降出願)
5 8	特 5 4 条 1 項 (1 5 9 条 1 項、1 6 3 条 1 項、1 7 4 条 1 項で準用)	公告後の補正の却下 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 8 1	特 6 4 条 (1 7 条の 3) 2 項	新規事項追加の補正 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 8 2	特 6 4 条 (1 7 条の 3) 2 項	原文新規事項追加の補正 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 9 1	3 項 1 号	特許請求の範囲の減縮 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 9 2	2 号	誤記の訂正 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 9 3	3 号	明りょうでない記載の釈明 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 9 4	4 項	特許請求の範囲の實質的拡張 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
5 9 5		特許請求の範囲の實質的変更 (平成 7 年 1 2 月 3 1 日まで)
6		_____
6 1		_____
6 2		_____
6 3		_____
6 4	特 3 7 条	発明の単一性 (平成 1 5 年 1 2 月 3 1 日まで)
6 4 1	1 号	議題同一
6 4 2	2 号	主要部同一
6 4 3	3 号	物の発明の生産・使用・取り扱う方法、その物の生産装置等、その物の性質を専ら利用する物又はその物を取り扱う物
6 4 4	4 号	方法の発明の実施に使用するもの。
6 4 5	5 号	その他政令で定めるもの。
6 5	特 3 7 条	発明の単一性 (平成 1 6 年 1 月 1 日から)
7	延長登録	
7 1	特 6 7 条の 3、1 項 1 号 特 1 2 5 条の 2、1 項 1 号	処分の必要性

(訂正、訂正請求) (H7.7.1～)

分類	判示事項
	(訂正、訂正請求)
8 3	
8 3 1	特 1 2 3 条 1 項 8 号 訂正、訂正請求の適否
8 3 2	特 1 2 6 条 1 項 訂正
	特 1 3 4 条 2 項 訂正請求
	特 1 2 0 条の 4、2 項 // (平成 8 年 1 月 1 日以降)
	特 1 3 4 条の 2、1 項 // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
8 4 1	特 1 2 6 条 2 項 新規事項追加の訂正
	3 項 // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	5 項 // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条の 5 項) //
	(特 1 3 4 条の 2、5 項) // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条の 2、9 項) // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
	(特 1 2 0 条の 4、3 項) // (平成 8 年 1 月 1 日以降)
8 4 2	原文新規事項追加の訂正
8 5	特 1 2 6 条 1 項 (特 1 3 4 条 2 項、特 1 2 0 条の 4、2 項) (特 1 3 4 条の 2、1 項 (平成 16 年 1 月 1 日以降請求))
8 5 1	ただし書 1 号 特許請求の範囲の減縮
8 5 2	ただし書 2 号 誤記又は誤訳の訂正
8 5 3	ただし書 3 号 明瞭でない記載の釈明
8 5 7	ただし書 4 号 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする こと (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
8 5 4	3 項 特許請求の範囲の実質的拡張
	4 項 // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	6 項 // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条 5 項) //
	(特 1 3 4 条の 2、5 項) // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条の 2、9 項) // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
8 5 5	特許請求の範囲の実質的変更
8 5 6	4 項 独立特許要件
	5 項 // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	7 項 // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条 5 項) //
	(特 1 3 4 条の 2、5 項) // (平成 16 年 1 月 1 日以降請求)
	(特 1 3 4 条の 2、9 項) // (平成 24 年 4 月 1 日以降請求)

(注) 特 §17 の 2 ⑤ 及び特 §126④ (平成 16 年 1 月 1 日以降は §126⑤、平成 24 年 4 月 1 日以降は §126⑦) (§134⑤ (平成 16 年 1 月 1 日以降は §134 の 2 ⑤、平成 24 年 4 月 1 日以降は §134 の 2⑨) で準用する場合を含む) の「出願の際独立して特許を受けることができない。」との判示事項にあっては、575 又は 856 と共にこの分類表における分類 1～645 の該当分類を使用する。

(2) 判 定 (H7.7.1～)

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	同 一
2	利 用
9	そ の 他

(3) 別表（審理一般の細分類）（H7.7.1～）

分類	判 示 事 項
0	審理一般
0 1	請求書の表示、請求
0 2	利害関係、当事者適格、請求の利益
0 3	出願日、優先日、請求日
0 4	対象物
0 5	審理方式、審理手続
0 6	証拠
0 7	一事不再理
0 8	要旨認定
0 8 1	権利のもの
0 8 2	権利でないもの
0 9	その他
0 9 1	参加
0 9 2	異議

審理一般の分類定義又は例示→02—03のIV

3. 「結論」（審判の種類別）分類表 （特許）（H7.7.1～）

— () ○

分類	審判などの種類別「結論」					
	無効・延長登録無効	訂正	査定不服	判定	除斥・忌避、参加許否	特許異議の申立て
W			取り消して差戻し			
W A			補正却下を取り消す 原査定を取り消し、 審査に差し戻す			
W B			補正却下を取り消さない 原査定を取り消し、 審査に差し戻す			
W Y 定型はW Y F			取り消して特許登録			
W Y A			補正却下を取り消す 原査定を取り消し、 特許すべきものとする			
W Y B			補正却下を取り消さない 原査定を取り消し、 特許すべきものとする			
W Z 定型はW Z F			特許登録しない（前置又は当審で、拒絶理由）			
W Z A			補正却下を取り消す 前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである			
W Z B			補正却下を取り消さない 前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである			

分類	審判などの種類別「結論」					
	無効・延長登録無効	訂正	査定不服	判定	除外・忌避、参加許否	特許異議の申立て
X	審決却下	審決却下	審決却下	決定却下（準用 § 135）		決定却下（準用 § 135）
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下（準用 § 133 の 2）	決定却下	決定却下（準用 § 133 の 2）
XA	訂正を認める 審判請求を却下する（申立ての請求項は全て訂正により削除）					訂正を認める 申立てを却下する（申立ての請求項は全て訂正により削除）
Y	無効としない	訂正を認める（全部認容）			認める、許可する	特許を維持する
YA	訂正を認める 無効としない ※1			属する（申立て成立）		訂正を認める 特許を維持する
YAA	訂正を認める（全部認容） 無効としない ※2					訂正を全て認める 特許を維持する
YAB	訂正を認める（一部認容） 無効としない ※2					訂正を一部認める 特許を維持する
YB	訂正を認めない 無効としない			属する（申立て不成立）		訂正を認めない 特許を維持する
YC		訂正を認める（一部認容） ※3				
Z	無効とする（申立て全部成立）	訂正を認めない	特許登録しない		認めない、許可しない	特許を取り消す（申立て全部成立）
ZA	訂正を認める 無効とする（申立て全部成立） ※1		補正却下 を取り消す 査定理由の 拒絶すべき ものである	属さない（申立て成立）		訂正を認める 特許を取り消す （申立て全部成立）

ZAA	訂正を認める (全部認容) 無効とする(申 立て全部成立) ※2				訂正を全て認める 特許を取り消す (申立て全部成立)
ZAB	訂正を認める (一部認容) 無効とする(申 立て全部成立) ※2				訂正を一部認める 特許を取り消す (申立て全部成立)
ZB	訂正を認めない 無効とする(申 立て全部成立)	補正却下 を取り消 さない 原査定の 理由に基 きも のよす べきも の である		属さない(申立 て不成立)	訂正を認めない 特許を取り消す (申立て全部成立)
ZC	無効とする(申 立て一部成立)				特許を取り消す (申立て一部成立)
ZD	訂正を認める 無効とする(申 立て一部成立) ※1				訂正を認める 特許を取り消す(申立 て一部成立)
ZDA	訂正を認める (全部認容) 無効とする(申 立て一部成立) ※2				訂正を全て認める 特許を取り消す (申立て一部成立)
ZDB	訂正を認める (一部認容) 無効とする(申 立て一部成立) ※2				訂正を一部認める 特許を取り消す (申立て一部成立)
ZE	訂正を認めない 無効とする(申 立て一部成立)				訂正を認めない 特許を取り消す(申立 て一部成立)

※1 訂正を一部認容する場合には、YA、ZA 又は ZD とする。(ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に請求された無効審判に限る。)

※2 平成 24 年 4 月 1 日以降に請求された無効審判に用いる。

※3 平成 24 年 4 月 1 日以降に請求された訂正審判に用いる。

(改訂 H27.10)